

定 款

やおコミュニティ放送株式会社

平成10年 2月 1日

作成

平成20年 6月 25日

一部改訂

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、やおコミュニティ放送株式会社と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 放送法に基づく超短波放送事業及びその他の放送関連事業
2. 放送番組の制作及び販売
3. 放送時間の販売
4. 放送番組に関する録音、録画並びに撮影業務
5. コンパクトディスク、出版物の制作・刊行及び販売
6. 映画会、音楽会、講演会等各種行事の企画及び開催又は開催の代行に関する文化事業
7. 放送法に基づく超短波放送事業に関する緊急、災害、市政、文化、生活、市民交流に関する情報の放送
8. 放送法に基づく超短波放送事業に関する他のコミュニティ放送局との共同番組制作、相互番組交換
9. 放送に関する人材育成等の教育事業
10. 広告代理店
11. インターネット、携帯受信設備を含むマルチメディアを利用した情報サービス業
12. キャラクター商品（やおコミュニティ放送の名称やロゴマークを付けたもの）の企画及び販売
13. 放送機材及び設備のレンタル業
14. 日用雑貨品、食料品及び飲料品の販売
15. 飲食店及びライブハウスの経営
16. 上記各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪府八尾市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行する株式の総数)

第 5 条 当社が発行する株式の総数は、8,000株とし、その株式はすべて額面株式

とする。

(額面株式1株の金額)

第6条 当社が発行する額面株式1株の金額は、5万円とする。

(株券の種類)

第7条 当社が発行する株式は記名式とし、株券の種類は、1株券、10株券、20株券、50株券、100株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿の閉鎖)

第9条 当社は、毎年4月1日から定時株主総会終結の日まで、株主名簿の記載の変更を停止することができる。

(その他株式の取扱)

第10条 この定款に定めたもののほか、当社の株式に関する取扱については、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長が招集する。

3 社長に事故あるときは、取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。

4 株主総会の日時、場所及び会議の目的たる事項は、取締役会の決議により定める。

(議長)

第12条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

2 社長に事故あるときは、取締役会において定めた順序により他の取締役が当たる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めある場合を除き発行済株式総数の過半数の出席があり、さらに出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当社の他の株主を代理人として議決権を行使することができる。

第4章 取締役、監査役及び取締役会

(取締役及び監査役の員数)

第15条 当社の取締役は3名以上とし、監査役は1名以上とする。

(取締役及び監査役の選任)

第16条 取締役及び監査役は、株主総会において選任する。

- 2 前項の選任決議は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第17条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。
- 3 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集)

第18条 取締役会は社長が招集し、その議長となる。

- 2 社長に事故あるときは、取締役会において定められた順序により他の取締役が招集する。
- 3 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の7日前までに発する。ただし、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。

(取締役会の決議方法)

第19条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

(代表取締役)

第20条 取締役会の決議をもって社長1名を選任し、これを代表取締役とする。

(取締役及び監査役の報酬)

第21条 取締役及び監査役の報酬は、これを区分して株主総会の議決をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第22条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。

(利益配当)

第23条 利益配当金は、毎決算期における株主名簿に記載された株主、登録質権者又は信託の受託者に支払う。ただし、支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は支払い義務を免れる。